

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部改正の骨子案に対する提出意見及び市の考え方

- 1 提出期間 令和3年(2021年)9月6日(月曜日)～令和3年(2021年)10月12日(火曜日)
- 2 提出意見数 127件(79通)
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

No.	提出意見（要約）	市の考え方
1	育成室を学校敷地内に設置することを求める意見【7件】	<p>本市留守家庭児童育成室（以下「育成室」といいます。）は、小学校や太陽の広場などとも連携しながら運営することから、学校敷地内に設置、運営することを基本としています。</p> <p>当該校は想定を超える児童数の増加により、学校施設の狭あい化が進んでいるため、育成室となる施設を確保するに当たり、学校敷地内での増築等も検討しましたが、教育活動に大きく制限が生じることから、小学校に隣接する土地に育成室を建設し、移転することとしました。</p>
2	育成室の移転に伴う安全面や運営面への意見【14件】	<p>小学校から育成室へ登室する際の児童の安全を確保するために、必要に応じ、人の目による見守りを行うことを検討いたします。</p> <p>また、学校敷地外への移転後につきましても引き続き、学校等と十分に連携を図りながら、児童の安全・安心な環境の確保を図ってまいります。</p>
3	他の育成室は学校敷地外に移転しないよう求める意見【4件】	<p>育成室につきましては、小学校や太陽の広場などとも連携しながら運営することから、学校敷地内に設置、運営することを基本としています。</p>
4	育成室を学校敷地内に設置することが困難な場合は、学校敷地外に設置することも含め検討するよう求める意見【2件】	<p>今後、新たに育成室となる施設の確保が必要となる場合、原則、校舎内の特別教室等の活用や学校敷地内での増築等により必要な施設の確保を進めてまいります。</p>
5	骨子案以外の意見【100件】	<p>意見募集案件の対象外の内容であると判断したため、掲載は省略させていただきます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>